

長野県看護大学学則及び長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年10月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

長野県看護大学学則及び長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

(長野県看護大学学則の一部改正)

第1条 長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(公開講座)

第26条 看護大学には、次に掲げる公開講座を設けるものとする。

- (1) 健康と福祉に係る教養の向上に関する公開講座
- (2) 認定看護師(社団法人日本看護協会が認定したものをいう)の養成に関する公開講座

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第27条中「及び」を「、受講料、受講審査料及び」に改める。

(長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部改正)

第2条 長野県看護大学の授業料等に関する規則(平成6年長野県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、受講料、受講審査料及び」に改める。

第2条第2項中「及び」を「、受講料、受講審査料及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第5条第3項の規則で定める公開講座は、長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)第26条第1項第2号に掲げる公開講座とする。

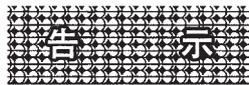
第8条に次の1項を加える。

2 条例第9条ただし書の規定による受講料の還付は、病気その他やむを得ない理由により受講の継続が困難な場合において還付を必要と認めるときに、知事が必要と認める額について行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県看護大学学則第27条の改正規定(受講審査料に係る部分に限る。)並びに第2条中長野県看護大学の授業料等に関する規則第1条の改正規定及び同規則第2条第2項を改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定(受講審査料に係る部分に限る。)は、同年1月1日から施行する。

医療推進課



長野県告示第617号

平成22年10月14日成立した平成22年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成22年10月21日

長野県知事 阿部 守一

平成22年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	220,405,000	1,971,221	222,376,221
7 分担金及び負担金	2,699,305	27,425	2,726,730
9 国庫支出金	99,158,122	2,888,976	102,047,098
12 繰入金	38,355,446	4,922,479	43,277,925
14 諸収入	95,248,297	3,239	95,251,536
15 県債	141,092,000	2,212,000	143,304,000
歳入合計	864,284,633	12,025,340	876,309,973

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	43,504,819	171,555	43,676,374
3 民生費	109,067,060	292,445	109,359,505
4 衛生費	19,602,553	1,741	19,604,294
5 労働費	7,141,893	813,391	7,955,284
6 環境費	2,845,577	8,426	2,854,003
7 農林水産業費	43,777,425	1,337,318	45,114,743
8 商工費	91,016,868	83,998	91,100,866
9 土木費	104,605,157	8,988,540	113,593,697